

〔事案 26-99〕 転換契約無効請求

・平成 27 年 5 月 25 日 和解成立

＜事案の概要＞

転換前契約を減額して更新したという認識であったことを理由に、転換前契約の復旧を求めて申立てがあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 19 年 6 月、終身保険から終身移行保険に契約転換したが、その際、募集人に、転換前契約の減額意向を伝えており、転換ではなく減額更新と誤信して手続きをしたので、転換前契約の内容に戻してほしい。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 転換にあたっては、申立人自身の意向により、配偶者に対し転換の説明をしているが、配偶者は平成 3 年から 4 年にかけて、生命保険の募集人をしており、一般の人よりも転換がどういう制度であるかも理解していたと考えられる。
- (2) 募集人は転換後契約のパンフレットを渡し、保障設計書を作り替えながら、5～6 回、配偶者に対し転換の説明をし、転換手続がどういうものであるかも説明した。
- (3) 転換後、毎年、当社は申立人に対して契約内容の案内資料を送付しており、申立人も転換により契約が切り替わったことを認識していたはずである。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および募集人に対して、契約時にどのような説明があったのか、説明内容は申立人が十分理解できる程度であったかどうか等を把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の配偶者には、錯誤に陥ったことにつき重大な過失があったといわざるを得ず、転換契約の無効は認められないが、以下のとおり、募集人は、申立人の配偶者に対し、転換以外の方法を提示していなかったことが認められるので、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 募集人は、事情聴取において、減額更新は（更新の）2 か月前でなければ試算が出ないところ、既に転換の話が決まっていたので、申込書作成の段階では減額更新の試算を出すことはできたが、減額更新による試算は提示しなかったと述べている。しかし、保険会社に照会した結果、減額更新の試算は（更新の）2 か月前でなければできないというのは誤りであり、3 年前から試算が可能であることが分かった。
- (2) 保険契約の転換にあたっては、既契約を継続したまま保障内容を見直す方法がある事実およびその方法について、書面を交付して説明を行うことが求められているが、その趣旨に照らすと、募集人は減額更新による試算も提示したうえで、どの方法によるべきか、申立人に選択する機会を与えることが望ましかったと思われる。

<参考>

○申立人の配偶者には、錯誤に陥ったことにつき重大な過失があったといわざるを得ず、転換契約の無効は認められない理由は、以下のとおり。

- (1) 本件転換により成立した転換後契約の内容は、保険契約の重要な要素である保険料、保障内容とも、概ね申立人の配偶者の希望に沿う内容となっているので、錯誤自体が認められない。
- (2) 仮に要素の錯誤の存在を肯定するとしても、申込書の最上段に転換前契約と転換後契約の明らかに異なる商品名が記載されていること等を総合的に考慮すると、申立人の配偶者には、錯誤に陥ったことにつき重大な過失があったといわざるを得ない。